

平成25年分 所得税・住民税

●申告相談日程

※時間はいずれの会場も 9:00~11:30、13:00~16:00です。  
※前年とは相談日程が変更されていますのでご注意ください。

■各地域に次の日程で相談日を設けましたので、該当する申告会場をご利用ください。

該当する日に都合がつかない方は、他の日や会場でも受け付けます。

■甲賀市の申告相談会場では、平成26年1月1日現在、甲賀市に住民登録のある方のみが対象です。

なお、駐車場の台数が限られていますので、できるだけマイカーでのご来場はご遠慮ください。

※水口社会福祉センターへの電話問い合わせは受け付けていません。直接、税務課または水口税務署へご連絡ください。

※甲賀市の申告相談会場では、台風18号による所得税に係る雑損控除の申告は受け付けていません。水口税務署の申告会場(水口社会福祉センター)にお越しください。

水口

【会場】水口社会福祉センター 福祉ホール  
所在地：水口町水口5609番地

月日	曜	対象地区
2/17	月	
2/18	火	春日・八田・下山・山・伴中山
2/19	水	
2/20	木	
2/21	金	
2/24	月	宇田・酒人・北脇・植・泉・北泉
2/25	火	
2/26	水	
2/27	木	北内貴・宇川・三大寺・三本柳・虫生野・虫生野中央・虫生野虹の町・貴生川・高山・岩坂・杣中・牛飼・山上
2/28	金	
3/3	月	
3/4	火	
3/5	水	
3/6	木	新城・今郷・和野・中畑・巖峨
3/7	金	
3/10	月	
3/11	火	名坂・松尾・町中(まちなか)の農業所得者
3/12	水	
3/13	木	営業等所得者・上記以外の所得者
3/14	金	
3/17	月	未相談者

土山

【会場】土山開発センター 2階 研修室2A、2B  
所在地：土山町北土山1715番地

月日	曜	対象地区
2/17	月	
2/18	火	大野学区
2/19	水	
2/20	木	山内学区
2/21	金	
2/24	月	※ご注意 この期間は、開催しておりません。 水口会場、甲南会場または甲賀会場をご利用ください。
2/25	火	
2/26	水	
2/27	木	
2/28	金	
3/3	月	
3/4	火	土山学区
3/5	水	
3/6	木	
3/7	金	鮎河学区
3/10	月	※ご注意 この期間は、開催しておりません。 水口会場、甲南会場または甲賀会場をご利用ください。
3/11	火	
3/12	水	
3/13	木	
3/14	金	
3/17	月	未相談者

甲賀

【会場】甲賀大原地域市民センター 2階 第6会議室  
所在地：甲賀町相模173番地1

月日	曜	対象地区
2/17	月	
2/18	火	※ご注意 この期間は、開催しておりません。 水口会場、甲南会場、土山会場または信楽会場をご利用ください。
2/19	水	
2/20	木	
2/21	金	
2/24	月	
2/25	火	大原学区
2/26	水	
2/27	木	
2/28	金	
3/3	月	※ご注意 この期間は、開催しておりません。 水口会場、甲南会場、土山会場または信楽会場をご利用ください。
3/4	火	
3/5	水	
3/6	木	
3/7	金	
3/10	月	
3/11	火	油日学区
3/12	水	
3/13	木	佐山学区
3/14	金	
3/17	月	未相談者

甲南

【会場】甲南庁舎 2階 大会議室  
所在地：甲南町野田810番地

月日	曜	対象地区
2/17	月	
2/18	火	中部学区
2/19	水	
2/20	木	
2/21	金	
2/24	月	第2学区
2/25	火	
2/26	水	
2/27	木	希望ヶ丘学区
2/28	金	
3/3	月	
3/4	火	
3/5	水	
3/6	木	第1学区
3/7	金	
3/10	月	
3/11	火	営業等所得者
3/12	水	
3/13	木	第3学区
3/14	金	
3/17	月	未相談者

信楽

【会場】信楽開発センター 1階 大集会室  
所在地：信楽町長野1252番地

月日	曜	対象地区
2/17	月	
2/18	火	朝宮・多羅尾学区
2/19	水	
2/20	木	信楽学区
2/21	金	
2/24	月	※ご注意 この期間は、開催しておりません。 水口会場、甲南会場または甲賀会場をご利用ください。
2/25	火	
2/26	水	
2/27	木	
2/28	金	
3/3	月	
3/4	火	雲井学区
3/5	水	
3/6	木	小原学区
3/7	金	
3/10	月	※ご注意 この期間は、開催しておりません。 水口会場、甲南会場または甲賀会場をご利用ください。
3/11	火	
3/12	水	
3/13	木	
3/14	金	
3/17	月	未相談者

ができない状態の方  
②6か月以上寝たきり状態で、排泄、食事、着替えに介助を必要とする方  
③指定医の診断書等で身体障がい程度が1級または2級に該当する方  
〈障害者控除〉  
④日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難が見られ、介護を必要とする状態の方  
⑤指定医の診断書等で身体障がい程度が3級から6級に該当する方  
右記のような状態が見られる方は申請してください。①②④の方は、要介護認定調査票の日常生活自立度を、また③⑤の方は、申請時に提出いただいた診断書等で障がい程度を確認した後、該当する方については認定となります。  
なお、すでにこの認定を受けている方は申請の必要はありませんが、認定の時と比べ、認知症や寝たきりの程度に変更がある場合は再度申請が必要となります。認定書原本は、翌年以降も繰り返しご利用いただけますので、なくさないように保管してください。

問合わせ  
長寿福祉課 介護保険係  
055-06968 / 053-40805

■おむつ使用証明書に代わる確認書について  
要介護認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除を受けようとする方は、1年目は主治医の「おむつ使用証明書」が必要ですが、2年目以降はこれに代わり、市が交付する「おむつ代の医療費控除証明必要事項の確認書」で申告することが出来ます。  
平成25年中におむつを使用していて、前年に引き続きおむつ代の医療費控除を受けようとする方は申請してください。  
ただし、この確認書は要介護認定の主治医意見書の内容により確認いたしますので、前年に主治医の「おむつ使用証明書」を受けておられない方も、確認書を交付できない場合がございますのでご了承ください。  
◎各申請については市民窓口センター、旧支所である土山・甲賀大原・甲南第一・信楽地域市民センター地域振興課、長寿福祉課まで提出してください。また該当する方への確認書・認定書は後日郵送にて交付します。

問合わせ  
保険年金課 国保年金係  
055-06988 / 053-4618

国民年金保険料の控除証明書について  
国民年金保険料は、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納付した場合と同様に、社会保険料控除としてその年の所得から控除され、税額が軽減されます。  
平成25年中に国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、確定申告書の提出の際には必ず添付してください。  
控除証明書に関する照会、再発行の依頼については、日本年金機構へ直接お問い合わせください。  
[日本年金機構  
控除証明書専用ダイヤル]  
0570-070117  
03-6700-1130  
(IP電話用)

当申請書に関するお問い合わせ先  
水口税務署 個人課税部門  
055-06914  
(自動音声)の案内に従ってください

税務署からのお知らせ  
水口税務署の確定申告会場は、「水口社会福祉センター 福祉ホール」です。  
(会場では、パソコンを利用した申告書の作成を推進しています)  
開設期間  
2月17日(月)～3月17日(月)  
※土日は開設しておりません  
開設時間  
9時～17時  
※会場の都合により、午後4時頃までにお越しください  
※土日はお休みします  
所在地  
水口町水口5609  
(水口税務署北隣り)  
※会場では納税はできません(税務署、又はお近くの金融機関等をご利用ください)  
※開設期間中は、水口税務署庁舎内では申告相談を行っておりません。確定申告書等の用紙が必要な方は「確定申告会場」までお越しください。  
※税務署では納税、納税証明書の発行のみを行います